【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年11月25日

【四半期会計期間】 第44期第2四半期(自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日)

【会社名】 株式会社 みちのく銀行

【英訳名】 THE MICHINOKU BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 髙 田 邦 洋

【本店の所在の場所】 青森県青森市勝田一丁目3番1号

【電話番号】 (017)774局1111番 (代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画部長 須 藤 慎 治

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目28番5号

株式会社 みちのく銀行 東京事務所

【電話番号】 (03)3661局8011番

【事務連絡者氏名】 執行役員東京事務所長 古 川 博 章

【縦覧に供する場所】 株式会社 みちのく銀行 東京支店

(東京都中央区日本橋蛎殼町一丁目28番5号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成25年度 中間連結 会計期間	平成26年度 中間連結 会計期間	平成27年度 中間連結 会計期間	平成25年度	平成26年度
		(自平成25年 4月1日 至平成25年 9月30日)	(自平成26年 4月1日 至平成26年 9月30日)	(自平成27年 4月1日 至平成27年 9月30日)	(自平成25年 4月1日 至平成26年 3月31日)	(自平成26年 4月1日 至平成27年 3月31日)
連結経常収益	百万円	20,501	19,041	23,456	41,676	40,103
連結経常利益	百万円	2,078	2,556	2,869	5,967	6,896
親会社株主に帰属する 中間純利益	百万円	2,408	2,186	2,365		
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円				3,725	3,455
連結中間包括利益	百万円	1,128	2,065	17		
連結包括利益	百万円				4,317	6,099
連結純資産額	百万円	75,447	79,955	83,687	78,680	84,027
連結総資産額	百万円	2,035,352	2,085,169	2,155,944	2,042,583	2,124,393
1株当たり純資産額	円	387.17	418.06	439.21	407.71	444.57
1 株当たり中間純利益 金額	円	16.87	15.31	15.68		
1 株当たり当期純利益 金額	円				24.27	22.43
潜在株式調整後1株当 たり中間純利益金額	円	10.57	8.03	8.68		
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額	円				14.99	12.69
自己資本比率	%	3.7	3.8	3.8	3.8	3.9
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	150,075	21,682	241	147,803	904
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	33,200	109,294	166,245	48,437	270,759
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	873	2,862	11,123	6,049	2,900
現金及び現金同等物の 中間期末 (期末)残高	百万円	337,152	266,604	239,728	357,046	84,331
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,306 [979]	1,326 [971]	1,357 [937]	1,303 [990]	1,281 [976]

- (注) 1 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
  - 2 中間連結会計期間に係る1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1中間連結財務諸 表」の「1株当たり情報」に記載しております。
  - 3 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計 (中間)期末新株予約権 (中間)期末非支配株主持分)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。
  - 4 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を当中間連結会計期間から適用し、「連結中間(当期)純利益」を「親会社株主に帰属する中間(当期)純利益」としております。

## (2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第42期中	第43期中	第44期中	第42期	第43期
決算年月		平成25年9月	平成26年 9 月	平成27年9月	平成26年3月	平成27年3月
経常収益	百万円	20,189	19,105	19,191	40,468	39,614
経常利益	百万円	1,764	2,845	2,639	5,051	6,894
中間純利益	百万円	2,322	2,599	2,101		
当期純利益	百万円				3,291	3,706
資本金	百万円	34,167	34,167	34,168	34,167	34,168
発行済株式総数	千株	普通株式 150,895 A種優先株式 40,000	普通株式 150,895 A種優先株式 40,000	普通株式 150,899 A種優先株式 40,000	普通株式 150,895 A種優先株式 40,000	普通株式 150,899 A種優先株式 40,000
純資産額	百万円	72,550	75,621	78,572	73,590	79,265
総資産額	百万円	2,030,901	2,079,885	2,145,491	2,035,919	2,118,766
預金残高	百万円	1,871,619	1,893,356	1,916,462	1,861,551	1,894,271
貸出金残高	百万円	1,264,351	1,311,179	1,366,752	1,296,319	1,329,622
有価証券残高	百万円	327,490	426,720	426,299	318,929	593,942
1株当たり配当額	円	普通株式 0.00 A種優先株式 0.00	普通株式 0.00 A種優先株式 0.00	普通株式 2.00 A種優先株式 3.085	普通株式 4.00 A種優先株式 6.55	普通株式 4.00 A種優先株式 6.35
自己資本比率	%	3.6	3.6	3.6	3.6	3.7
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,287 [967]	1,309 [959]	1,314 [924]	1,286 [978]	1,268 [965]

- (注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
  - 2 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計 (中間)期末新株予約権)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当行は、みちのくリース株式会社の株式を追加取得し連結子会社としたため、当第2四半期連結累計期間より報告セグメントの区分方法を変更しております。詳細は「第4 経理の状況

1 中間連結財務諸表 注記事項(セグメント情報等)」をご参照ください。

なお、変更後の報告セグメントごとの事業の内容は、次のとおりであります。

## (銀行業)

当行の本店のほか支店等においては、預金業務、貸出金業務、為替業務、有価証券投資業務等を行っております。 (リース業)

連結子会社であるみちのくリース株式会社においては、リース業務等を行っております。

## (その他)

上記の他に、連結子会社であるみちのく信用保証株式会社においては信用保証業務を、みちのくカード株式会社においてはクレジットカード業務を行っております。

## 第2 【事業の状況】

## 1 【事業等のリスク】

前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

また、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項について、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある異常な変動等は発生しておりません。

なお、当該事項は当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

### 2 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

## 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当行グループ(当行及び連結子会社)が判断したものであります。

### (1) 業績の状況

世界の金融・経済は、期初におけるギリシャ問題や夏場以降の中国経済の鈍化など、不安要因を抱えつつも、先進国を中心に緩やかな成長を続けております。米国においては、良好な雇用・所得環境を背景に、利上げの時期を探るなど、着実に成長を続けており、欧州においても金融緩和の効果浸透により、緩やかな回復基調にあります。

わが国の経済は、新興国経済の減速の影響が一部にあるものの、全体としては、企業収益の高さが雇用・所得環境の改善に繋がり、個人消費の底堅さを持続させているほか、原油安や円安の影響もあり、緩やかな回復を続けております。

当行の主要営業基盤である青森県及び函館地区における地元経済は、個人消費において消費増税の反動減が見られたものの、プレミアム商品券の利用による下支えや原油安による家計支出の改善など、基調としては緩やかに回復しております。

このような環境のもと、当第2四半期連結累計期間の経常収益は、みちのくリース株式会社を連結子会社にしたことを主因とするその他経常収益の増加により、前年同期比44億15百万円増加して234億56百万円、経常利益は前年同期比3億13百万円増加して28億69百万円、親会社株主に帰属する中間純利益は、みちのくリース株式会社の株式の追加取得により発生した段階取得に係る差益を1億25百万円計上した結果、前年同期比1億79百万円増加して23億65百万円となりました。

預金に譲渡性預金を含めた総預金残高は、前連結会計年度末比408億円増加して1兆9,683億円となりました。

貸出金残高は、事業性貸出、個人ローンの増加により、前連結会計年度末比223億円増加して1兆3,526億円となりました。

有価証券残高は、適切なリスクコントロールを意識した運用を行った結果、前連結会計年度末比1,705億円減少して4,244億円となりました。

セグメント情報ごとの業績を示すと次のとおりであります。なお、当第2四半期連結累計期間より報告セグメントを変更しております。前年同期との比較については、前第2四半期連結累計期間の業績を変更後の区分に組み替えて行っておりますが、リース業は前第2四半期連結累計期間には該当がなかったため記載しておりません。

銀行業

経常収益は前年同期比86百万円増加し191億91百万円となり、セグメント利益は前年同期比2億6百万円減少し26億39百万円となりました。

### リース業

経常収益は40億87百万円となり、セグメント利益は96百万円となりました。

その他

銀行業、リース業を除くその他の経常収益は前年同期比7百万円増加し6億41百万円となり、セグメント利益は前年同期比61百万円増加し4億2百万円となりました。

## 国内・国際別収支

当第2四半期連結累計期間の資金運用収支は13,723百万円、役務取引等収支は2,135百万円、その他業務収支は1,953百万円となりました。このうち、「国内業務部門」の資金運用収支は12,510百万円、役務取引等収支は2,142百万円、その他業務収支は1,963百万円となりました。

また、「国際業務部門」の資金運用収支は1,410百万円、役務取引等収支は2百万円、その他業務収支は9百万円となりました。

	1		1	1	1
   種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
1至大只	, tri≀ti <del>x</del>	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結累計期間	13,522	188	630	13,080
貝並建用収入	当第2四半期連結累計期間	12,510	1,410	197	13,723
こ ナ 恣 全 浑 田 収 益	前第2四半期連結累計期間	14,508	189	632	14,066
うち資金運用収益	当第2四半期連結累計期間	13,431	1,409	243	14,597
こ ナ 恣 全 知 法 弗 田	前第2四半期連結累計期間	986	0	2	985
うち資金調達費用 	当第2四半期連結累計期間	921	1	46	873
	前第2四半期連結累計期間	1,949	3	2	1,950
仅份以51专以文	当第2四半期連結累計期間	2,142	2	9	2,135
うち役務取引等	前第2四半期連結累計期間	3,358	7	65	3,300
収益	当第2四半期連結累計期間	3,610	6	22	3,594
うち役務取引等	前第2四半期連結累計期間	1,408	4	63	1,350
費用	当第2四半期連結累計期間	1,467	4	12	1,459
スの仏光教団士	前第2四半期連結累計期間	1,127	69		1,058
その他業務収支 	当第2四半期連結累計期間	1,963	9		1,953
うちその他業務	前第2四半期連結累計期間	1,185	70		1,256
収益	当第2四半期連結累計期間	370	10		380
うちその他業務	前第2四半期連結累計期間	2,313	1		2,314
費用	当第2四半期連結累計期間	2,333	0		2,334

- (注) 1 国内業務部門は当行及び国内に本店を有する連結子会社(以下、「国内連結子会社」という。)の円建取 引であり、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘 定等は国際業務部門に含めております。
  - 2 資金調達費用は金銭の信託見合費用(前第2四半期連結累計期間10百万円、当第2四半期連結累計期間8百万円)を控除して表示しております。
  - 3 相殺消去額は、親子会社間の内部取引の相殺消去額を記載しております。

## 国内・国際別役務取引の状況

当第2四半期連結累計期間の役務取引等収益は3,594百万円となりました。このうち、「国内業務部門」の役務取引等収益は3,610百万円、「国際業務部門」の役務取引等収益は6百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間の役務取引等費用は1,459百万円になりました。このうち、「国内業務部門」の役務 取引等費用は1,467百万円、「国際業務部門」の役務取引等費用は4百万円となりました。

千玉 米五	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
<b>種類</b> 	#17 かり 	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
<b>役務取引等収益</b>	前第2四半期連結累計期間	3,358	7	65	3,300
投掷权引导权益	当第2四半期連結累計期間	3,610	6	22	3,594
うち預金・貸出	前第2四半期連結累計期間	625			625
業務	当第2四半期連結累計期間	848			848
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	809	7	0	815
フラ州首未物	当第2四半期連結累計期間	789	6	0	795
うち証券関連業務	前第2四半期連結累計期間	20			20
プラ証が関連条例	当第2四半期連結累計期間	14			14
うち代理業務	前第2四半期連結累計期間	426			426
プラル珪素が	当第2四半期連結累計期間	406			406
うち保護預り・	前第2四半期連結累計期間	29			29
貸金庫業務	当第2四半期連結累計期間	29			29
うち保証業務	前第2四半期連結累計期間	351		62	288
フラ体証未務	当第2四半期連結累計期間	287		12	274
<b>役務取引等費用</b>	前第2四半期連結累計期間	1,408	4	63	1,350
设物权引守具用	当第2四半期連結累計期間	1,467	4	12	1,459
うち為替業務	前第2四半期連結累計期間	164	4		169
ノり付百未初	当第2四半期連結累計期間	162	4		166

<sup>(</sup>注) 1 国内業務部門とは当行及び国内連結子会社の円建取引であり、国際業務部門とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。

<sup>2</sup> 相殺消去額は、親子会社間の内部取引の相殺消去額を記載しております。

国内・国際別預金残高の状況 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
作里大块	知力	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期連結会計期間	1,890,892	2,463	1,510	1,891,846
	当第2四半期連結会計期間	1,914,965	1,496	3,178	1,913,283
うち流動性預金	前第2四半期連結会計期間	909,411		810	908,600
プラ派動注項金	当第2四半期連結会計期間	952,070		378	951,691
うち定期性預金	前第2四半期連結会計期間	961,521		700	960,821
プラル知住頂並	当第2四半期連結会計期間	947,899		2,800	945,099
うちその他	前第2四半期連結会計期間	19,960	2,463		22,424
<b>ラ5その他</b>	当第2四半期連結会計期間	14,996	1,496		16,492
譲渡性預金	前第2四半期連結会計期間	54,844		3,100	51,744
成/文   土   宍立	当第2四半期連結会計期間	57,080		2,000	55,080
総合計	前第2四半期連結会計期間	1,945,737	2,463	4,610	1,943,590
松口 百	当第2四半期連結会計期間	1,972,046	1,496	5,178	1,968,364

- (注) 1 国内業務部門とは、当行及び国内連結子会社の円建取引であり、国際業務部門とは当行の外貨建取引であり ます。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。
  - 2 相殺消去額は、親子会社間の内部取引の相殺消去額を記載しております。
  - 3 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
  - 4 定期性預金=定期預金

国内・国際別貸出金残高の状況 業種別貸出状況(末残・構成比)

※注 口	前第2四半期連結	会計期間	当第2四半期連結会計期間		
業種別	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	
国内業務部門	1,311,344	100.00	1,350,137	100.00	
製造業	88,454	6.74	85,766	6.35	
農業、林業	12,320	0.93	11,864	0.88	
漁業	963	0.07	1,094	0.08	
鉱業、採石業、砂利採取業	1,500	0.11	2,120	0.16	
建設業	51,598	3.93	51,207	3.79	
電気・ガス・熱供給・水道業	24,762	1.88	32,421	2.40	
情報通信業	8,764	0.66	8,198	0.61	
運輸業、郵便業	35,558	2.71	35,623	2.64	
卸売業、小売業	117,267	8.94	115,728	8.57	
金融業、保険業	57,267	4.36	55,636	4.12	
不動産業、物品賃貸業	173,737	13.24	172,166	12.75	
学術研究・専門・技術サービス業	3,217	0.24	5,070	0.38	
宿泊業	8,141	0.62	8,179	0.61	
飲食業	7,631	0.58	7,933	0.59	
生活関連サービス業・娯楽業	6,603	0.50	10,150	0.75	
教育・学習支援業	3,027	0.23	3,019	0.22	
医療・福祉	73,165	5.57	83,980	6.22	
その他のサービス	34,325	2.61	29,076	2.15	
国・地方公共団体	207,995	15.86	215,663	15.97	
その他	395,040	30.12	415,234	30.75	
国際業務部門	544	100.00	2,501	100.00	
政府等					
金融機関					
その他	544	100.00	2,501	100.00	
合計	1,311,888		1,352,639		

<sup>(</sup>注) 国内業務部門は当行及び国内連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、 円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定等は国際業務部門に含めております。

## (2) キャッシュ・フローの状況

キャッシュ・フローの状況につきましては、営業活動においては貸出金の増加等により前年同期比214億円収入減少の2億円の収入、投資活動においては有価証券の取得の減少等により前年同期比2,755億円収入増加の1,662億円の収入となりました。また、財務活動においては劣後特約付社債の償還等により前年同期比82億円支出増加の111億円の支出となりました。

この結果、現金及び現金同等物の当中間連結会計期間末残高は、前連結会計年度末比1,553億円増加して2,397億円となりました。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

事業上及び財務上の対処すべき課題の認識について、重要な変更はありません。

## (自己資本比率の状況)

## (参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

## 連結自己資本比率(国内基準)

(単位:百万円、%)

	(12 7 27 37 37 37
	平成27年 9 月30日
1 . 連結自己資本比率(2/3)	9.00
2.連結における自己資本の額	90,373
3. リスク・アセットの額	1,003,565
4 . 連結総所要自己資本額	40,142

## 単体自己資本比率(国内基準)

(単位:百万円、%)

	(12.77,3137.1.7
	平成27年 9 月30日
1.自己資本比率(2/3)	8.76
2 . 単体における自己資本の額	87,251
3. リスク・アセットの額	995,895
4 . 単体総所要自己資本額	39,835

### (資産の査定)

## (参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

## 1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

### 2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

## 3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

### 4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記 1 から 3 までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

## 資産の査定の額

<b>連接の区</b> 人	平成26年 9 月30日	平成27年 9 月30日	
債権の区分	金額(億円)	金額(億円)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	64	49	
危険債権	166	183	
要管理債権	23	11	
正常債権	13,036	13,603	

## 第3 【提出会社の状況】

## 1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	600,000,000
A 種優先株式	300,000,000
計	600,000,000

## 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成27年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成27年11月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	150,899,935	同左	東京証券取引所 市場第一部	(注) 1
A 種優先株式	40,000,000	同左	非上場	(注) 2
計	190,899,935	同左		

- (注) 1. 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式(単元株式数1,000株)であります。
  - 2.無議決権株式(単元株式数1,000株)であります。また、会社法第322条第2項の規定による定款の定めはありません。なお、A種優先株式は法令の定めにより一定の場合を除き議決権を行使することができない無議決権株式であります。

## (1) A種優先配当金

当銀行は、定款に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)またはA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)および普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記 に定める配当年率(以下「A種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額の金銭(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切り上げる。)(以下、「A種優先配当金」という。)の配当をする。ただし、当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して下記(5)に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

### (2) A種優先配当年率

平成22年3月31日に終了する事業年度に係るA種優先配当年率

A種優先配当年率 = 初年度 A 種優先配当金 ÷ A 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額(ただし、A 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)

上記の算式において「初年度A種優先配当金」とは、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記に定める日本円TIBOR(12ヶ月物)(ただし、A種優先株式の発行決議日をA種優先配当年率決定日として算出する。)に0.95%を加えた割合(%未満小数第4位まで算出し、その小

数第4位を四捨五入する。)を乗じて得られる数に、払込期日より平成22年3月31日までの実日数である183を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額の金銭(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切上げる。)とする。

平成22年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るA種優先配当年率 A種優先配当年率=日本円TIBOR(12ヶ月物)+0.95%

なお、平成22年4月1日に開始する事業年度以降の各事業年度に係るA種優先配当年率は、%未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

上記の算式において「日本円TIBOR(12ヶ月物)」とは、毎年の4月1日(ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直後の営業日)(以下「A種優先配当年率決定日」という。)の午前11時における日本円12ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。日本円TIBOR(12ヶ月物)が公表されていない場合は、A種優先配当年率決定日において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR12ヶ月物(360日ベース))として、英国銀行協会(BBA)によって公表される数値を、日本円TIBOR(12ヶ月物)に代えて用いるものとする。「営業日」とはロンドン及び東京において銀行が外貨及び為替取引の営業を行っている日をいう。

ただし、上記の算出の結果が8%を超える場合には、A種優先配当年率は8%とする。

#### (3) 非累積条項

ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がA種優 先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

## (4) 非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口もしくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口もしくは第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

## (5) A種優先中間配当金

当銀行は、定款に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭(以下「A種優先中間配当金」という。)を支払う。

## (6) 残余財産

### 残余財産の分配

当銀行は、残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に下記 に定める経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

## 非参加条項

A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、上記 のほか、残余財産の分配は行わない。 経過A種優先配当金相当額

A種優先株式1株当たりの経過A種優先配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの日数にA種優先配当金の額を乗じた金額を365で除して得られる額(円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を切上げる。)をいう。ただし、分配日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

## (7) 議決権

A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、A種優先株主は、定時株主総会にA種優先配当金の額全部(A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、A種優先配当金の額全部(A種

優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において 否決されたときはその定時株主総会の終結の時より、A種優先配当金の額全部(A種優先中間配当金を支払っ たときは、その額を控除した額)の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株 主総会において議決権を行使することができる。

## (8) 普通株式を対価とする取得請求権

### 取得請求権

A種優先株主は、下記 に定める取得を請求することのできる期間中、当銀行に対し、自己の有するA種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行は、A種優先株主がかかる取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、下記 に定める財産を当該A種優先株主に対して交付するものとする。ただし、単元未満株式については、本(8)に規定する取得の請求をすることができないものとする。

## 取得を請求することのできる期間

平成29年4月1日から平成36年9月30日まで(以下「取得請求期間」という。)とする。

## 取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記 ないし に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。

#### 当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求期間の初日に先立つ5連続取引日(取得請求期間の初日を含まず、株式会社東京証券取引所(当銀行の普通株式が複数の金融商品取引所に上場されている場合、取得請求期間の初日に先立つ1年間における出来高が最多の金融商品取引所)における当銀行の普通株式の終値(気配表示を含む。以下「終値」という。)が算出されない日を除く。)の毎日の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。)とする。ただし、かかる計算の結果、取得価額が下記 に定める下限取得価額を下回る場合は、下限取得価額とする。

## 取得価額の修正

取得請求期間において、毎月第3金曜日(以下「決定日」という。)の翌日以降、取得価額は、決定日まで(当日を含む。)の直近の5連続取引日(ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日ではない場合は、決定日の直前の取引日までの5連続取引日とする。)の終値の平均値に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。)に修正される。ただし、かかる計算の結果、修正後取得価額が下記に定める下限取得価額を下回る場合は、修正後取得価額は下限取得価額とする。なお、上記5連続取引日の初日以降決定日まで(当日を含む。)の間に、下記に定める取得価額の調整事由が生じた場合、修正後取得価額は、取締役会が適当と判断する金額に調整される。

### 上限取得価額

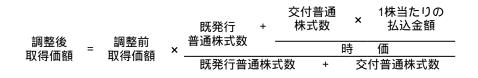
取得価額には上限を設けない。

### 下限取得価額

A種優先株式の発行決議日から(当日を含まない。)の5連続取引日(ただし、終値のない日を除く。)における終値の平均値の50%に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。)を「下限取得価額」という(ただし、下記 による調整を受ける。)。

## 取得価額の調整

イ. A種優先株式の発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、取得価額(下限取得価額を含む。) を次に定める算式(以下「取得価額調整式」という。)により調整する(以下、調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。)。取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。



(i) 取得価額調整式に使用する時価(下記八.に定義する。以下同じ。)を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合(無償割当ての場合を含む。)(ただし、当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式もしくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本において同じ。)その他の証券(以下「取得請求権付株式等」という。)、または当銀行の普通株式の交付と引換えに当銀行が取得することができる取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権その他の証券(以下「取得条項付株式等」という。)が取得または行使され、これに対して普通株式が交付される場合を除く。)

調整後取得価額は、払込期日(払込期間が定められた場合は当該払込期間の末日とする。以下同じ。) (無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、または株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

### (ii) 株式の分割をする場合

調整後取得価額は、株式の分割のための基準日に分割により増加する普通株式数(基準日における当銀行の自己株式である普通株式に関して増加する普通株式数を除く。)が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その基準日の翌日以降、これを適用する。

(iii) 取得価額調整式に使用する時価を下回る価額(下記二.に定義する。以下、本(iii)、下記(iv)および (v)ならびに下記八.(iv)において同じ。)をもって当銀行の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株 式等を発行する場合(無償割当ての場合を含む。)

調整後取得価額は、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)に、または株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためもしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日に、当該取得請求権付株式等の全部が当初の条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、その払込期日(新株予約権の場合は割当日)(無償割当ての場合はその効力発生日)の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、上記の普通株式が交付されたものとみなされる日において価額が確定しておらず、後日一定の日(以下「価額決定日」という。)に価額が決定される取得請求権付株式等を発行した場合において、決定された価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合には、調整後取得価額は、当該価額決定日に残存する取得請求権付株式等の全部が価額決定日に確定した条件で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

(iv) 当銀行が発行した取得請求権付株式等に、価額がその発行日以降に修正される条件(本イ.またはロ.と類似する希薄化防止のための調整を除く。)が付されている場合で、当該修正が行われる日(以下「修正日」という。)における修正後の価額(以下「修正価額」という。)が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合

調整後取得価額は、修正日に、残存する当該取得請求権付株式等の全部が修正価額で取得または行使されて普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、当該修正日の翌日以降これを適用する。

なお、かかる取得価額調整式の適用に際しては、下記(a)ないし(c)の場合に応じて、調整後取得価額を 適用する日の前日において有効な取得価額に、それぞれの場合に定める割合(以下「調整係数」とい う。)を乗じた額を調整前取得価額とみなすものとする。

(a) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われていない場合

調整係数は1とする。

(b) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われている場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記 による取得価額の修正が行われている場合 調整係数は1とする。

ただし、下限取得価額の算定においては、調整係数は、上記(iii)または本(iv)による直前の調整を行う前の下限取得価額を当該調整後の下限取得価額で除した割合とする。

(c) 当該取得請求権付株式等について当該修正日の前に上記(iii)または本(iv)による調整が行われている 場合であって、当該調整後、当該修正日までの間に、上記 による取得価額の修正が行われていない 場合

調整係数は、上記(iii)または本(iv)による直前の調整を行う前の取得価額を当該調整後の取得価額で除した割合とする。

(v) 取得条項付株式等の取得と引換えに取得価額調整式に使用される時価を下回る価額をもって普通株式を 交付する場合

調整後取得価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ただし、当該取得条項付株式等について既に上記(iii)または(iv)による取得価額の調整が行われている場合には、調整後取得価額は、当該取得と引換えに普通株式が交付された後の完全希薄化後普通株式数(下記ホ.に定義する。)が、当該取得の直前の既発行普通株式数を超えるときに限り、当該超過する普通株式数が交付されたものとみなして取得価額調整式を適用して算出し、取得の直前の既発行普通株式数を超えないときは、本(v)による調整は行わない。

### (vi) 株式の併合をする場合

調整後取得価額は、株式の併合の効力発生日以降、併合により減少する普通株式数(効力発生日における当銀行の自己株式である普通株式に関して減少した普通株式数を除く。)を負の値で表示して交付普通株式数とみなして取得価額調整式を適用して算出し、これを適用する。

- ロ. 上記イ.(i)ないし(vi)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換または株式移転等により、取得価額(下限取得価額を含む。)の調整を必要とする場合は、取締役会が適当と判断する取得価額(下限取得価額を含む。)に変更される。
- ハ. (i) 取得価額調整式に使用する「時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ5連続取引日の終値の 平均値(終値のない日数を除く。)とする。ただし、平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、そ の小数第1位を切捨てる。なお、上記5連続取引日の間に、取得価額の調整事由が生じた場合、調整後取 得価額は、本 に準じて調整する。
  - (ii) 取得価額調整式に使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
  - (iii) 取得価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日(上記イ.(i)ないし(iii)に基づき当該基準日において交付されたものとみなされる普通株式数は含まない。)の、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1ヶ月前の日の、当銀行の発行済普通株式数(自己株式である普通株式の数を除く。)に当該取得価額の調整の前に上記イ.および口.に基づき「交付普通株式数」とみなされた普通株式であって未だ交付されていない普通株式数(ある取得請求権付株式等について上記イ.(iv)(b)または(c)に基づく調整が初めて適用される日(当該日を含む。)からは、当該取得請求権付株式等に係る直近の上記イ.(iv)(b)または(c)に基づく調整に先立って適用された上記イ.(iii)または(iv)に基づく調整により「交付普通株式数」とみなされた普通株式数は含まない。)を加えたものとする。
  - ( ) 取得価額調整式に使用する「1株当たりの払込金額」とは、上記イ.(i)の場合には、当該払込金額 (無償割当ての場合は0円)(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、上記イ.(ii)および(vi)の場合には0円、上記イ.(iii)ないし(v)の場合には価額(ただし、(iv)の場合は修正価額)とする。
- 二. 上記イ.(iii)ないし(v)および上記八.(iv)において「価額」とは、取得請求権付株式等または取得条項付株式等の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得または行使に際して当該取得請求権付株式等または取得条項付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。
- ホ. 上記イ.(v)において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後取得価額を適用する日の既発行普通株式数から、上記八.(iii)に従って既発行普通株式数に含められている未だ交付されていない普通株式数で当該取得条項付株式等に係るものを除いて、当該取得条項付株式等の取得により交付される普通株式数を加えたものとする。
- へ. 上記イ.(i)ないし(iii)において、当該各行為に係る基準日が定められ、かつ当該各行為が当該基準日以降に開催される当銀行の株主総会における一定の事項に関する承認決議を停止条件としている場合には、上記イ.(i)ないし(iii)の規定にかかわらず、調整後取得価額は、当該承認決議をした株主総会の終結の日の翌日以降にこれを適用する。

ト. 取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整は、これを行わない。ただし、その後取得価額調整式による取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

### 合理的な措置

上記 ないし に定める取得価額(下記(10) に定める一斉取得価額を含む。以下、本 において同じ。) は、希薄化防止および異なる種類の株式の株主間の実質的公平の見地から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当銀行の取締役会は、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置をとるものとする。

### 取得請求受付場所

東京都中央区八重洲一丁目2番1号

みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

### 取得請求の効力発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記に記載する取得請求受付場所に到着した時に発生する。

#### (9) 全銭を対価とする取得条項

### 金銭を対価とする取得条項

当銀行は、平成31年10月1日以降、取締役会が別に定める日(以下「取得日」という。)が到来したときは、法令上可能な範囲で、A種優先株式の全部または一部を取得することができる。ただし、取締役会は、当該取締役会の開催日までの30連続取引日(開催日を含む。)の全ての日において終値が下限取得価額を下回っている場合で、かつ、金融庁の事前承認を得ている場合に限り、取得日を定めることができる。この場合、当銀行は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、下記に定める財産をA種優先株主に対して交付するものとする。なお、A種優先株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。取得日の決定後も上記(8)に定める取得請求権の行使は妨げられないものとする。

### 取得と引換えに交付すべき財産

当銀行は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に経過A種優先配当金相当額を加えた額の金銭を交付する。なお、本においては、上記(6) に定める経過A種優先配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」および「分配日」をいずれも「取得日」と読み替えて、経過A種優先配当金相当額を計算する。

### (10) 普通株式を対価とする取得条項

## 普通株式を対価とする取得条項

当銀行は、取得請求期間の末日までに当銀行に取得されていないA種優先株式の全てを取得請求期間の末日の翌日(以下「一斉取得日」という。)をもって取得する。この場合、当銀行は、かかるA種優先株式を取得するのと引換えに、各A種優先株主に対し、その有するA種優先株式数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額(ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)を乗じた額を下記 に定める普通株式の時価(以下「一斉取得価額」という。)で除した数の普通株式を交付するものとする。A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、会社法第234条に従ってこれを取扱う。

## 一斉取得価額

一斉取得価額は、一斉取得日に先立つ45連続取引日目に始まる30連続取引日の毎日の終値の平均値(終値が 算出されない日を除く。)に相当する金額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切捨てる。) とする。ただし、かかる計算の結果、一斉取得価額が下限取得価額を下回る場合は、一斉取得価額は下限取得 価額とする。 (11) 株式の分割または併合および株式無償割当て

分割または併合

当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびA種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。

## 株式無償割当て

当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびA種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。

### (2) 【新株予約権等の状況】

当行は、当第2四半期会計期間において、新株予約権を発行しております。当該新株予約権の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	平成27年 6 月23日
新株予約権の数(個)	405 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	405,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成27年7月9日から平成52年7月8日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 195円 資本組入額 98円
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役 会の承認を要することとする。
代用払込に関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数 1,000株
  - 2.新株予約権の目的となる株式の種類および数
    - (1) 上記は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。
    - (2) 募集新株予約権の目的である株式の種類は当行普通株式とし、各募集新株予約権の目的の数(以下「付 与株式数」という。)は1,000株とする。
    - (3) 募集新株予約権の割当日後、当行が当行普通株式の株式の分割または株式の併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は募集新株予約権のうち、当該時点で行使されていない募集新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整によって生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式の分割・株式の併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当行が合併、会社分割を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式数の調整を必要とするときは、当行は取締役会において必要と認める付与株式数を調整することができる。

- 3. 新株予約権の行使の条件
- (1) 新株予約権者は、当行の取締役(非常勤取締役を除く)及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を行使できるものとする。
- (2) 新株予約権者が、本年の定時株主総会の日から翌年の定時株主総会の日までの期間に取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した場合は、割り当てられた新株予約権の個数に、本年の定時株主総会の日から翌年の定時株主総会の日までの期間における在任月数(1ヶ月未満は1ヶ月とする。)を乗じ、さらに12で除した個数まで行使できるものとする。ただし、行使できる新株予約権の口数については、1個未満の端数は行使できる個数に切り上げる。

- (3) 新株予約権者が、当行と新株予約権者との間で締結する募集新株予約権の割当契約に違反した場合、又は在任中の故意・過失により当行に損害を与え、もしくは信用を毀損したと当行取締役会が認めた場合、当行取締役会は新株予約権の権利の全部又は一部を行使させないことを決議し、新株予約権者はその決議に基づき、別途何らかの意思表示をすることなく当然に募集新株予約権の権利を放棄するものとする。
- (4) 新株予約権者は、割り当てられた募集新株予約権の全部を一括して行使するものとする。
- 4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が合併(当行が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当行が分割会社となる場合に限る)、又は株式交換または株式移転(それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社の新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編成行為において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的となる再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより付与を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

(4)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1項に基づき算定した資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じた ときは、これを切り上げた金額とする。新株予約権の行使により増加する資本準備金の額は、当該資本 金等増加限度額から資本金とした額を減じた金額とする。
- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。
- (4) 【ライツプランの内容】該当事項はありません。
- (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成27年 9 月30日		190,899		34,168		19,168

# (6) 【大株主の状況】

所有株式数別

平成27年9月30日現在

		十八八十二十	00 H 76 H
氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都千代田区丸の内三丁目4番2号	40,000	20.95
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	12,108	6.34
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	8,585	4.49
みちのく銀行行員持株会	青森県青森市勝田一丁目3番1号	4,205	2.20
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	3,086	1.61
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目26番 1 号	2,304	1.20
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号	2,291	1.20
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	388 GREENWICH STREET,NY,NY10013,USA	2,145	1.12
みちのく銀行共済会	青森県青森市勝田一丁目3番1号	2,061	1.07
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	2,000	1.04
計		78,788	41.27

- (注) 1 所有株式数は、千株未満を切捨てして表示しております。
  - 2 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切捨てして表示しております。
  - 3 大株主は、平成27年9月30日現在の株主名簿に基づくものであります。
  - 4 当行は、自己株式7,873千株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合4.12%)を保有しておりますが、 上記記載には含めておりません。
  - 5 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該株式の信託業務に係る株式数は次のとおりであります。 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4) 12,108千株 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 8,585千株

## 所有議決権数別

平成27年9月30日現在 総株主の議決 権に対する 所有議決権数 氏名又は名称 住所 所有議決権数 (個) の割合(%) 日本トラスティ・サービス 東京都中央区晴海一丁目8番11号 12,108 8.55 信託銀行株式会社(信託口4) 日本トラスティ・サービス 東京都中央区晴海一丁目8番11号 8,585 6.06 信託銀行株式会社(信託口) みちのく銀行行員持株会 青森県青森市勝田一丁目3番1号 4,205 2.97 株式会社みずほ銀行 東京都千代田区大手町一丁目5番5号 3,086 2.18 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号 2,304 1.62 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号 2,291 1.61 CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO 388 GREENWICH STREET, NY, NY10013, USA 2,145 1.51 みちのく銀行共済会 青森県青森市勝田一丁目3番1号 2,061 1.45 住友生命保険相互会社 東京都中央区築地七丁目18番24号 2,000 1.41 明治安田生命保険相互会社 東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 1,932 1.36 計 40,717 28.76

<sup>(</sup>注)総株主の議決権に対する所有議決権数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

# (7) 【議決権の状況】 【発行済株式】

## 平成27年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
	` ,	H207(1E 9 2A (1E)	1311
無議決権株式	A 種優先株式 40,000,000		(注)1
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 7,873,000		権利内容に何ら限定のない当行 における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 141,546,000	141,546	同上
単元未満株式	普通株式 1,480,935		(注)2
発行済株式総数	190,899,935		
総株主の議決権		141,546	

- (注)1 A種優先株式の内容については、「(1)株式の総数等 発行済株式」に記載しております。
  - 2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式191株が含まれております。

## 【自己株式等】

## 平成27年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社みちのく銀行	青森市勝田一丁目3番1号	7,873,000		7,873,000	4.12
計		7,873,000		7,873,000	4.12

## 2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

## 第4 【経理の状況】

- 1 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該 当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」 (昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 3 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(自平成27年4月1日 至平成27年9月30日)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

## 1【中間連結財務諸表】

# (1)【中間連結貸借対照表】

	前連結会計年度 (平成27年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年 9 月30日)
現金預け金	87,887	246,25
コールローン及び買入手形	360	5,00
買入金銭債権	2,730	2,71
商品有価証券	13	1
金銭の信託	19,740	19,98
有価証券	7,13 594,937	7,13 424,41
貸出金	1,2,3,4,5,6,8 1,330,376	1,2,3,4,5,6,8 1,352,63
外国為替	<sub>5</sub> 1,499	5 1,06
リース債権及びリース投資資産	-	12,60
その他資産	7 57,499	7 61,21
有形固定資産	9,10 16,608	9,10 17,52
無形固定資産	3,265	3,39
退職給付に係る資産	10,478	10,50
繰延税金資産	4,664	5,24
支払承諾見返	8,178	8,01
貸倒引当金	13,848	14,64
資産の部合計	2,124,393	2,155,94
負債の部		_,,.
預金	7 1,892,518	7 1,913,28
譲渡性預金	35,067	55,08
借用金	7 10,000	7 11,95
外国為替	6	,
社債	11 15,000	11 5,00
新株予約権付社債	12 6,999	12 6,99
その他負債	64,763	64,32
賞与引当金	969	1,01
退職給付に係る負債	5,399	5,36
睡眠預金払戻損失引当金	726	47
偶発損失引当金	201	21
利息返還損失引当金	21	2
再評価に係る繰延税金負債	9 513	9 51
支払承諾	8,178	8,01
負債の部合計	2,040,365	2,072,25
・ 質優の部 - ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2,040,303	2,072,20
では、 資本金	34,168	34,16
資本剰余金 「資本剰余金	29,735	29,68
利益剰余金	15,015	16,55
自己株式	2,653	2,56
株主資本合計		
株土貝平	76,266	77,85
土地再評価差額金	4,409 9 179	2,40 9 17
退職給付に係る調整累計額	2,858	2,50
その他の包括利益累計額合計	7,447	5,08
新株予約権	305	29
	8	44
非支配株主持分 純資産の部合計	84,027	83,68

# (2)【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】 【中間連結損益計算書】

		(単位:百万円)
	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
経常収益	19,041	23,456
資金運用収益	14,066	14,597
(うち貸出金利息)	10,880	10,691
(うち有価証券利息配当金)	3,071	3,841
役務取引等収益	3,300	3,594
その他業務収益	1,256	380
その他経常収益	1 418	1 4,884
経常費用	16,485	20,587
資金調達費用	995	882
(うち預金利息)	777	731
役務取引等費用	1,350	1,459
その他業務費用	2,314	2,334
営業経費	11,548	11,339
その他経常費用	2 276	2 4,572
<b>経常利益</b>	2,556	2,869
特別利益	0	288
固定資産処分益	0	-
リース解約益	-	162
段階取得に係る差益	-	125
特別損失	51	22
固定資産処分損	51	22
税金等調整前中間純利益	2,505	3,135
法人税、住民税及び事業税	50	151
法人税等調整額	269	607
法人税等合計	319	758
中間純利益	2,186	2,376
非支配株主に帰属する中間純利益	0	11
親会社株主に帰属する中間純利益	2,186	2,365

## 【中間連結包括利益計算書】

		(単位:百万円)_
	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
中間純利益	2,186	2,376
その他の包括利益	120	2,358
その他有価証券評価差額金	221	2,005
退職給付に係る調整額	342	353
中間包括利益	2,065	17
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	2,065	6
非支配株主に係る中間包括利益	0	11

## (3)【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

(単位:百万円)

			株主資本		
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	34,167	29,747	12,356	2,671	73,601
当中間期変動額					
剰余金の配当			832		832
親会社株主に帰属する中間純利益			2,186		2,186
自己株式の取得				1	1
自己株式の処分		12		23	11
土地再評価差額金の 取崩			21		21
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計		12	1,374	21	1,384
当中間期末残高	34,167	29,735	13,731	2,649	74,985

		その他の包括	 舌利益累計額				
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	1,741	161	2,936	4,838	232	7	78,680
当中間期変動額							
剰余金の配当							832
親会社株主に帰属す る中間純利益							2,186
自己株式の取得							1
自己株式の処分							11
土地再評価差額金の 取崩		21		21			
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	221		342	120	32	0	88
当中間期変動額合計	221	21	342	141	32	0	1,274
当中間期末残高	1,963	140	2,593	4,697	264	7	79,955

# 当中間連結会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

(単位:百万円)

		株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	34,168	29,735	15,015	2,653	76,266		
当中間期変動額							
剰余金の配当			824		824		
親会社株主に帰属す る中間純利益			2,365		2,365		
自己株式の取得				2	2		
自己株式の処分		46		94	48		
土地再評価差額金の 取崩			3		3		
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	_	_					
当中間期変動額合計		46	1,543	92	1,589		
当中間期末残高	34,168	29,689	16,558	2,560	77,856		

		その他の包括	 舌利益累計額				
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	4,409	179	2,858	7,447	305	8	84,027
当中間期変動額							
剰余金の配当							824
親会社株主に帰属す る中間純利益							2,365
自己株式の取得							2
自己株式の処分							48
土地再評価差額金の 取崩		3		3			
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	2,005		353	2,358	9	441	1,926
当中間期変動額合計	2,005	3	353	2,362	9	441	340
当中間期末残高	2,404	175	2,504	5,085	295	449	83,687

## (4)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	(単位:百万円 当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	2,505	3,13
減価償却費	1,127	1,110
のれん償却額	-	22
リース解約益	-	162
段階取得に係る差損益(は益)	-	125
貸倒引当金の増減( )	2,944	75
賞与引当金の増減額( は減少)	0	2
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	1,244	1,17
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	0	1
睡眠預金払戻損失引当金の増減( )	165	24
偶発損失引当金の増減( )	22	1
利息返還損失引当金の増減額( は減少)	6	
資金運用収益	14,066	14,59
資金調達費用	995	88
有価証券関係損益( )	874	1,23
金銭の信託の運用損益( は運用益)	39	
為替差損益( は益)	32	3
固定資産処分損益( は益)	50	2
貸出金の純増( )減	14,794	27,9
預金の純増減( )	31,245	20,84
譲渡性預金の純増減( )	14,541	20,01
借用金(劣後特約付借入金を除く)の純増減( )	-	8,38
預け金(日銀預け金を除く)の純増( )減	1,025	2,96
コールローン等の純増( )減	8,976	4,62
外国為替(資産)の純増( )減	245	43
外国為替(負債)の純増減( )	0	
リース債権及びリース投資資産の純増( )減	-	49
資金運用による収入	14,115	12,83
資金調達による支出	1,570	1,2
その他	480	(
小計	20,929	56
法人税等の還付額	847	95
法人税等の支払額	94	14
営業活動によるキャッシュ・フロー	21,682	24
投資活動によるキャッシュ・フロ <b>ー</b>		
有価証券の取得による支出	708,515	293,01
有価証券の売却による収入	588,539	428,84
有価証券の償還による収入	11,198	34,48
金銭の信託の増加による支出	9	25
有形固定資産の取得による支出	435	1,67
無形固定資産の取得による支出	114	25
有形固定資産の売却による収入	42	
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	1,88
投資活動によるキャッシュ・フロー	109,294	166,24

		(単位:百万円)
	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入金の返済による支出	2,000	-
劣後特約付社債の償還による支出	-	10,000
配当金の支払額	832	824
非支配株主への配当金の支払額	-	16
自己株式の取得による支出	1	2
自己株式の売却による収入	11	48
リース債務の返済による支出	39	328
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,862	11,123
現金及び現金同等物に係る換算差額	32	33
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	90,442	155,397
現金及び現金同等物の期首残高	357,046	84,331
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 266,604	1 239,728

## 【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

- 1.連結の範囲に関する事項
- (1) 連結子会社 3社

会社名

みちのくリース株式会社

みちのく信用保証株式会社

みちのくカード株式会社

(連結の範囲の変更)

平成27年4月1日にみちのくリース株式会社の株式を追加取得し、当行の連結子会社としたことにより、当中間連結会計期間から連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社

該当事項はありません。

- 2.持分法の適用に関する事項
- (1) 持分法適用の関連会社 該当事項はありません。
- (2) 持分法非適用の関連会社 該当事項はありません。
- 3.連結子会社の中間決算日等に関する事項
- (1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

9 月末日 3 社

- (2) 子会社については、それぞれの中間決算日の中間財務諸表により連結しております。
- 4 . 会計方針に関する事項
- (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
- (イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券 については原則として中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価 は、時価法により行っております。
- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物:3年~50年 その他:2年~20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、定額法により償却しております。

無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年~8年)に基づいて償却しております。

#### リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース 期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決 めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

### (5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 平成24年7月4日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、要注意先債権のうち貸出条件を緩和した一定の債権等を有する債務者で、債務者単体またはグループでの与信額等が一定額以上の大口債務者のうち、元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上することとしております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。また、破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、平成22年連結会計年度までは債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しておりましたが、平成23年連結会計年度から直接減額を行っておりません。当中間連結会計期間末における平成22年連結会計年度末までの当該直接減額した額の残高は4,027百万円(前連結会計年度末は4,054百万円)であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権 等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

## (6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

### (7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻 請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

## (8) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による負担金の支払に備えるため、予め定めている償却・引当 基準に基づき将来の支払額を見積り、必要と認められる額を計上しております。

## (9) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、連結子会社のクレジットカード業務にかかる利息制限法を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績率等から将来の返還額を見積り、必要と認められる額を計上しております。

## (10)退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については 給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであり ます。

過去勤務費用:その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異:各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法に より按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

## (11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

### (12) リース取引の収益・費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース料を収受すべき時に売上高と売上原価 を計上する方法によっております。

## (13) 重要なヘッジ会計の方法

当行は、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号 平成27年4月14日)に基づき、原則として繰延ヘッジを適用しております。

なお、当中間連結会計期間において当該ヘッジ会計の適用となる取引はありません。

### (14) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。ただし、のれんの金額に重要性が乏しい場合には、発生した中間連結会計期間に一括して償却しております。

## (15) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

## (16) 消費税等の会計処理

当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## (17) 連結納税制度の適用

当行及び一部の連結子会社は、当行を連結納税親法人として、連結納税制度を適用しております。

### (会計方針の変更)

## (「企業結合に関する会計基準」等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下、「企業結合会計基準」という。)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下、「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下、「事業分離等会計基準」という。)等を、当中間連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当行の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当中間連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する中間連結会計期間の中間連結財務諸表に反映させる方法に変更いたします。加えて、中間純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前中間連結会計期間及び前連結会計年度については、中間連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。

当中間連結会計期間の中間連結キャッシュ・フロー計算書においては、連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得又は売却に係るキャッシュ・フローについては、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、連結範囲の変動を伴う子会社株式の取得関連費用もしくは連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得または売却に関連して生じた費用に係るキャッシュ・フローは、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項(4)、連結会計基準第44 - 5項(4)及び事業分離等会計基準第57 - 4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当中間連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当中間連結会計期間において、中間連結財務諸表に与える影響額はありません。また、1株当たり情報に与える影響は該当箇所に記載しております。

(中間連結貸借対照表関係)

1 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

-		
	前連結会計年度 (平成27年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
破綻先債権額	1,518百万円	1,291百万円
延滞債権額	21,902百万円	22,453百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イから ホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年 9 月30日)
3ヵ月以上延滞債権額	百万円	百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で 破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (平成27年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年 9 月30日)
 1,637百万円	

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年 9 月30日)
合計額	25,058百万円	25,014百万円

なお、上記1から4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (平成27年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年 9 月30日)
2,437百万円	2,144百万円

6 ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 平成26年11月28日)に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間連結貸借対照表(前連結貸借対照表)計上額は次のとおりであります。

_		7 1 - 111 - 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	前連結会計年度	当中間連結会計期間
	(平成27年 3 月31日)	(平成27年9月30日)

7 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年 9 月30日)
担保に供している資産		
有価証券	30,015百万円	30,002百万円
リース投資資産	百万円	115百万円
その他資産	31百万円	274百万円
計	30,046百万円	30,392百万円
担保資産に対応する債務		
預金	7,155百万円	7,971百万円
借用金	10,000百万円	10,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

-		
	前連結会計年度 (平成27年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年9月30日)
—————————————————————————————————————		
有価証券	48,819百万円	20,204百万円
また、その他資産には、	保証金が含まれておりますが、その金額は次のとお	りであります。
	前連結会計年度	当中間連結会計期間
	(平成27年3月31日)	(平成27年9月30日)
保証金	R証金 392百万円	

8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年 9 月30日)
融資未実行残高	238,872百万円	236,224百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消	230,907百万円	229,325百万円
可能なもの)		

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも 当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、 金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融 資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に 応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客 の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成14年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価格を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価格に基づいて、奥行価格補正、側方路線影響加算、間口狭小補正等により合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額が当該事業用の土地の再評価後 の帳簿価額の合計額を下回る額

前連結会計年度 (平成27年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年 9 月30日)
2,323百万円	2,322百万円

10	有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成27年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年 9 月30日)
減価償却累計額	16,827百万円	18,781百万円
1 社債は、劣後特約付社債であります	0	
	前連結会計年度 (平成27年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年 9 月30日)
劣後特約付社債	15,000百万円	5,000百万円
2 新株予約権付社債は劣後特約付新株	予約権付社債であります。	
	前連結会計年度 (平成27年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年 9 月30日)
	6,999百万円	6,999百万円

13 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の

額

٠.		
	前連結会計年度	当中間連結会計期間
	(平成27年3月31日)	(平成27年 9 月30日)
	8,283百万円	8,366百万円

## (中間連結損益計算書関係)

1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
償却債権取立益	23百万円	52百万円
株式等売却益	288百万円	746百万円

2 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)		
貸倒引当金繰入額	5百万円	863百万円		
株式等償却	74百万円	百万円		

(単位:千株)

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	150,895	-	-	150,895	
A 種優先株式	40,000	-	-	40,000	
合 計	190,895	-	-	190,895	
自己株式					
普通株式	8,200	8	73	8,136	(注)
A 種優先株式	-	-	-	-	
合 計	8,200	8	73	8,136	

## (注)普通株式の自己株式の増加数の内訳は次のとおりであります。

単元未満株式の買受による増加

8千株

普通株式の自己株式の減少数の内訳は次のとおりであります。

ストック・オプションの権利行使にともなう減少

73千株

単元未満株式の買増による減少

- 千株

## 2 新株予約権に関する事項

	新株予約権の- 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連結		
			当中間連結会計期間			会計期間末 残高	摘要	
			増加	減少	連結会計 期間末	(百万円)		
当行	ストック・オプ ションとしての 新株予約権						264	
	合計						264	

## 3 配当に関する事項

## (1)当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	
平成26年 6 月26日 定時株主総会	普通株式	570	4.00	平成26年 3 月31日	平成26年 6 月27日	
	A 種優先株式	262	6.55	平成26年 3 月31日	平成26年 6 月27日	

(単位:千株)

当中間連結会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	150,899	-	-	150,899	
A 種優先株式	40,000	-	-	40,000	
合 計	190,899	-	-	190,899	
自己株式					
普通株式	8,154	9	291	7,873	(注)
A 種優先株式	-	-	-	-	
合 計	8,154	9	291	7,873	

# (注)普通株式の自己株式の増加数の内訳は次のとおりであります。

単元未満株式の買受による増加

9千株

普通株式の自己株式の減少数の内訳は次のとおりであります。

ストック・オプションの権利行使にともなう減少

291千株

単元未満株式の買増による減少

千株

### 2 新株予約権に関する事項

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連結		
区分	新株予約権 の内訳	目的となる株式の種類	当連結 会計年度	当中間連絡	吉会計期間	当中間 連結会計	会計期間末 残高	摘要
	, -,,	エいり作業領	云前年及 期首	増加	減少	期間末	(百万円)	
当行	ストック・オプ ションとしての 新株予約権						295	
	合計						295	

# 3 配当に関する事項

# (1)当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月23日 定時株主総会	普通株式	570	4.00	平成27年 3 月31日	平成27年 6 月24日
	A 種優先株式	254	6.35	平成27年 3 月31日	平成27年 6 月24日

# (2)基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年11月9日 取締役会	普通株式	286	その他利益 剰余金	2.00	平成27年 9 月30日	平成27年12月10日
	A 種優先株式	123	その他利益 剰余金	3.085	平成27年9月30日	平成27年12月10日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

### 1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	
現金預け金勘定	268,179百万円	246,250百万円	
定期預け金	1,000百万円	6,000百万円	
その他	574百万円	522百万円	
 現金及び現金同等物	266,604百万円		

(リース取引関係)

#### (借手側)

1.ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

(ア)有形固定資産

事業用動産であります。

(イ)無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4.会計方針に関する事項」の「(4)固定資産の減価 償却の方法」に記載のとおりであります。

2.オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

### (貸手側)

1.ファイナンス・リース取引

(1)リース債権及びリース投資資産の内訳

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成27年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年 9 月30日)
リース料債権部分		11,908
見積残存価額部分		1,535
受取利息相当額		837
合計		12,606

# (2)リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の中間連結決算日(連結決算日)後の回収予定額

(単位:百万円)

		会計年度 : 3 月31日)	当中間連絡 (平成27年	吉会計期間 9月30日)
	リース債権	リース投資資産	リース債権	リース投資資産
1年以内			261	3,580
1年超2年以内			236	2,879
2年超3年以内			178	2,217
3年超4年以内			155	1,365
4年超5年以内			110	593
5 年超			0	330
合計			941	10,966

(注)上記(1)及び(2)は転リース取引に係る金額を含めて記載しております。

# 2.オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年 9 月30日)
1年内		48
1年超		76
合計		125

#### (金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。 前連結会計年度(平成27年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)現金預け金	87,887	87,887	
(2)コールローン及び買入手形	360	360	
(3)買入金銭債権( 1)	2,730	2,730	
(4)商品有価証券			
売買目的有価証券	13	13	
(5)金銭の信託	19,740	19,740	
(6)有価証券			
満期保有目的の債券	13,285	13,359	73
その他有価証券	578,967	578,967	
(7)貸出金	1,330,376		
貸倒引当金( 1)	13,816		
	1,316,560	1,341,745	25,185
資産計	2,019,546	2,044,805	25,258
(1)預金	1,892,518	1,893,025	507
(2)譲渡性預金	35,067	35,085	17
(3)社債	15,000	15,071	71
(4)新株予約権付社債	6,999	7,313	314
負債計	1,949,584	1,950,496	911
デリバティブ取引(2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(79)	(79)	
ヘッジ会計が適用されているもの			
デリバティブ取引計	(79)	(79)	

<sup>(1)</sup> 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

<sup>( 2)</sup> その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目に ついては、( )で表示しております。

<sup>(</sup>注) 連結貸借対照表計上額のうち、その他資産、支払承諾見返、借用金、その他負債につきましては、重要性が乏しいため、記載を省略しております。

# 当中間連結会計期間(平成27年9月30日)

	中間連結貸借対照表 計上額	時価	差額
   (1)現金預け金	246,250	246,250	
   (2)コールローン及び買入手形	5,000	5,000	
   (3)買入金銭債権 ( 1 )	2,719	2,719	
   (4)商品有価証券			
   売買目的有価証券	14	14	
   (5)金銭の信託	19,988	19,988	
   (6)有価証券			
   満期保有目的の債券	12,368	12,461	93
その他有価証券	409,360	409,360	
(7)貸出金	1,352,639		
貸倒引当金( 1)	14,477		
	1,338,161	1,363,867	25,705
資産計	2,033,863	2,059,662	25,798
(1)預金	1,913,283	1,913,708	424
(2)譲渡性預金	55,080	55,091	10
(3)社債	5,000	5,004	4
(4)新株予約権付社債	6,999	7,026	27
負債計	1,980,363	1,980,830	467
デリバティブ取引(2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(330)	(330)	
ヘッジ会計が適用されているもの			
デリバティブ取引計	(330)	(330)	

<sup>(1)</sup>貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

<sup>( 2)</sup> その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目に ついては、( )で表示しております。

<sup>(</sup>注) 中間連結貸借対照表計上額のうち、その他資産、支払承諾見返、借用金、その他負債につきましては、 重要性が乏しいため、記載を省略しております。

#### (注1) 金融商品の時価の算定方法

#### 資 産

# (1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 満期のある預け金については、残存期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、 当該帳簿価額を時価としております。

#### (2) コールローン及び買入手形

これらは、残存期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### (3) 買入金銭債権

買入金銭債権は、残存期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

#### (4) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

#### (5) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格、日本証券業協会の公表価格(公社債店頭売買参考統計値)又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

#### (6) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格、日本証券業協会の公表価格(公社債店頭売買参考統計値)又は取引 金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

市場価格のない私募債(自行保証付を含む)については、私募債の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに元利金の合計(原則として金利満期日まで)を、市場金利に信用コスト率を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。また、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

#### (7) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに元利金の合計(原則として金利満期日まで)を、市場金利に信用コスト率を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値 又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日(連結決 算日)における中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に 近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

#### 負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日(連結決算日)に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、期間に基づく区分ごとに元利金の合計(原則として金利満期日まで)を新規に預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 社債、及び(4) 新株予約権付社債

当行の発行する社債及び新株予約権付社債の時価は、市場価格によっております。

### デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引(為替予約取引)、債券関連取引(債券先物)であり、割引現在価値により 算出した価額、取引所の価格によっております。

なお、ヘッジ会計の適用の有無ごとのデリバティブ取引の注記事項については、「(デリバティブ取引関係)」 に記載してあります。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(6)その他有価証券」には含まれておりません。

区分	前連結会計年度 (平成27年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (平成27年 9 月30日)	
非上場株式( 1)( 2)	2,635	2,633	
組合出資金(3)	49	53	
合計	2,684	2,687	

- (1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
- (2) 前連結会計年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。 当中間連結会計期間において、非上場株式について減損処理を行っておりません。
- (3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

# (有価証券関係)

- 1 中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権 を含めて記載しております。
- 2 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

# 1 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成27年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
	国債	5,002	5,003	0
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	社債	6,003	6,081	78
	小計	11,005	11,085	79
	国債			
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	社債	2,280	2,274	5
	小計	2,280	2,274	5
合計		13,285	13,359	73

# 当中間連結会計期間(平成27年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
	国債	3,001	3,002	1
時価が中間連結貸借対照表 計上額を超えるもの	社債	7,000	7,094	94
	小計	10,001	10,097	95
時価が中間連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	1,000	1,000	0
	社債	1,366	1,364	1
	小計	2,366	2,364	1
合計		12,368	12,461	93

# 2 その他有価証券

前連結会計年度(平成27年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
	株式	8,754	5,119	3,635
	債券	140,139	139,871	267
	国債	111,045	110,930	114
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	地方債	421	416	5
	社債	28,672	28,524	147
	その他	171,514	167,848	3,666
	小計	320,408	312,838	7,569
	株式	437	459	22
	債券	227,957	229,026	1,068
	国債	220,158	221,218	1,060
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	地方債			
	社債	7,799	7,808	8
	その他	30,163	30,493	329
	小計	258,558	259,979	1,420
合計		578,967	572,817	6,149

当中間連結会計期間(平成27年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
	株式	8,480	5,044	3,435
	債券	126,552	126,264	288
	国債	92,711	92,582	128
中間連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	地方債	223	219	3
	社債	33,618	33,461	156
	その他	115,824	114,113	1,711
	小計	250,857	245,422	5,435
	株式	507	535	27
	債券	114,244	114,475	230
	国債	110,021	110,247	226
中間連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	地方債			
	社債	4,223	4,227	4
	その他	43,750	45,747	1,996
	小計	158,503	160,757	2,254
合計		409,360	406,180	3,180

### 3 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間(連結会計年度)の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

前連結会計年度における減損処理額は68百万円(うち株式68百万円)であります。

当中間連結会計期間における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

- ・時価が取得原価の50%以上下落している銘柄
- ・時価が取得原価の30%以上50%未満下落しておりかつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

# (金銭の信託関係)

1 満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度(平成27年3月31日現在)及び当中間連結会計期間(平成27年9月30日現在) 該当事項はありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

前連結会計年度(平成27年3月31日現在)及び当中間連結会計期間(平成27年9月30日現在) 該当事項はありません。

# (その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(平成27年3月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	6,149
その他有価証券	6,149
その他の金銭の信託	
( )繰延税金負債	1,739
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	4,409
( )非支配株主持分相当額	
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	4,409

# 当中間連結会計期間(平成27年9月30日現在)

	金額(百万円)
評価差額	3,179
その他有価証券	3,179
その他の金銭の信託	
( )繰延税金負債	774
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	2,404
( )非支配株主持分相当額	0
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	2,404

(デリバティブ取引関係)

### 1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

### (1) 金利関連取引

前連結会計年度(平成27年3月31日現在)及び当中間連結会計期間(平成27年9月30日現在) 該当事項はありません。

### (2) 通貨関連取引

前連結会計年度(平成27年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
	為替予約				
店頭	売建				
	買建	4		0	0
				0	0

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
  - 2 時価の算定 割引現在価値等により算定しております。

#### 当中間連結会計期間(平成27年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
	為替予約				
店頭	売建	840		0	0
	買建	64		0	0
	合 計			1	1

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
  - 2 時価の算定 割引現在価値等により算定しております。

### (3) 株式関連取引

前連結会計年度(平成27年3月31日現在)及び当中間連結会計期間(平成27年9月30日現在) 該当事項はありません。

#### (4) 債券関連取引

前連結会計年度(平成27年3月31日現在)

区分	種類		契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	債券先物 売建 買建	208,972		79	79
	合 計			79	79

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
  - 2 時価の算定 取引所取引については、大阪取引所における最終の価格によっております。

当中間連結会計期間(平成27年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
	債券先物				
金融商品取引所	売建	138,939		331	331
12.31771	買建				
	合 計			331	331

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
  - 2 時価の算定 取引所取引については、大阪取引所における最終の価格によっております。

#### (5) 商品関連取引

前連結会計年度(平成27年3月31日現在)及び当中間連結会計期間(平成27年9月30日現在) 該当事項はありません。

### (6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度(平成27年3月31日現在)及び当中間連結会計期間(平成27年9月30日現在) 該当事項はありません。

### 2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

#### (1) 金利関連取引

前連結会計年度(平成27年3月31日現在)及び当中間連結会計期間(平成27年9月30日現在) 該当事項はありません。

### (2) 通貨関連取引

前連結会計年度(平成27年3月31日現在)及び当中間連結会計期間(平成27年9月30日現在) 該当事項はありません。

### (3) 株式関連取引

前連結会計年度(平成27年3月31日現在)及び当中間連結会計期間(平成27年9月30日現在) 該当事項はありません。

#### (4) 債券関連取引

前連結会計年度(平成27年3月31日現在)及び当中間連結会計期間(平成27年9月30日現在) 該当事項はありません。 (ストック・オプション等関係)

# 1.ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)	
営業経費	43百万円	38百万円	

# 2.ストック・オプションの内容

前中間連結会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

	平成26年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役6名、当行執行役員10名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注1)	普通株式 405,000株
付与日	平成26年7月11日
権利確定条件	該当事項はありません
対象勤務期間	該当事項はありません
権利行使期間	平成26年7月12日から平成51年7月11日まで
権利行使価格(注2)	1円
付与日における公正な評価単価(注2)	202円

- (注) 1 株式数に換算して記載しております。
  - 2 1株当たりに換算して記載しております。

当中間連結会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

	平成27年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役6名、当行執行役員9名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注1)	普通株式 405,000株
付与日	平成27年7月8日
権利確定条件	該当事項はありません
対象勤務期間	該当事項はありません
権利行使期間	平成27年7月9日から平成52年7月8日まで
権利行使価格(注2)	1円
付与日における公正な評価単価(注2)	194円

- (注) 1 株式数に換算して記載しております。
  - 2 1株当たりに換算して記載しております。

(企業結合等関係)

#### 取得による企業結合

当行は、平成27年4月1日にみちのくリース株式会社の株式を追加取得し、当行の連結子会社といたしました。

(1) 企業結合の概要

被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称 みちのくリース株式会社

事業の内容 総合リース業

企業結合を行った主な理由

みちのくリース株式会社は、設立以来、当行の取引先を中心にリースを主体とした営業を展開し、青森県全域をはじめ函館地区及び東北地区に小口分散された債権と中堅・中小企業を中心とした確固たる営業基盤を持っております。また、平成18年3月には三井リース事業株式会社(現:JA三井リース株式会社)の連結子会社になると共に、同社・当行との3社間でのビジネスマッチングをはじめとした営業協力に関する業務提携契約を締結し、当行の取引先のニーズに応じてきました。

上記業務提携のもと、当行はソリューション提供手段の一つとしてリース取引の提供力強化を図ってきましたが、当行が今後更に多様化かつ高度化するお客さまのニーズに迅速に応え、総合的な金融サービスを提供するためには、同社を子会社とし、かつグループ内における中核子会社として位置づけ、同社の総合リース機能を活用した総合金融サービスを展開していくことが必要不可欠と判断いたしました。

企業結合日

平成27年4月1日

企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

結合後企業の名称

みちのくリース株式会社

取得した議決権比率

合併直前に所有していた議決権比率 5.0%

企業結合日に追加取得した議決権比率 75.0%

取得後の議決権比率 80.0%

取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価とする株式取得により、当行が議決権の過半数を保有することになったためであります。

- (2) 中間連結会計期間に係る中間連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間 平成27年4月1日から平成27年9月30日まで
- (3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

企業結合直前に保有していたみちのくリース株式会社の企業結合日における時価126百万円企業結合日に交付したみちのくリース株式会社の普通株式の時価1,890百万円取得原価2,016百万円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等 6百万円

株価算定費用 2百万円

- (5) 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額 段階取得に係る差益 125百万円
- (6) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれんの金額

228百万円

発生原因

主としてみちのくリース株式会社がリース事業を展開する地域における間接業務の効率化によって期待される 超過収益力であります。

償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(7) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

資産の額

資産合計 22,493百万円

うちリース債権及びリース投資資産 12,439百万円

負債の額

負債合計 20,134百万円

うち借用金 16,330百万円

(8) 企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定した場合の当中間連結会計期間に係る中間連結損益に及ぼす影響の概算額

企業結合日が当連結会計年度の開始日(平成27年4月1日)であるため、影響はありません。

### (資産除去債務関係)

当該資産除去債務の総額の増減

	 前連結会計年度	当中間連結会計期間
	(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
期首残高	305百万円	288百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	百万円	百万円
時の経過による調整額	4百万円	2百万円
資産除去債務の履行による減少額	百万円	6百万円
その他増減額( は減少)	21百万円	51百万円
期末残高	288百万円	233百万円

#### (セグメント情報等)

#### 【セグメント情報】

#### 1 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当 行が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に行う対象となっているものであります。

当行グループは、銀行業務を中心にリース業務などの金融サービスを提供しており、「銀行業」及び「リース業」の2つを報告セグメントとしております。

「銀行業」は主に預金業務、貸出業務、為替業務、有価証券投資業務等を行っており、「リース業」は、主に機械・器具備品等のリース取引を行っております。

なお、前中間連結会計期間においては、銀行業の単一セグメントであるためセグメント情報の記載を省略しておりましたが、当中間連結会計期間において、みちのくリース株式会社を連結子会社としたことに伴い、リース業の経常収益がすべての事業セグメントの10%以上となったため、報告セグメントを「銀行業」及び「リース業」に変更しております。また、前中間連結会計期間において銀行業としておりました信用保証業務、クレジットカード業務等は「その他」に変更しております。

以上のセグメント区分の変更に伴い、前中間連結会計期間のセグメント情報は、変更後の区分に基づき作成しております。

- 2 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法 報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」 における記載と同一であります。
- 3 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

(単位:百万円)

	幹	告セグメン	_	その供	۵≒⊥	≐田・砂ケ石	中間連結損益計算書
	銀行業	リース業	計	その他	合計	調整額	摂盆可昇音     計上額
経常収益							
外部顧客に対する 経常収益	18,471		18,471	570	19,041		19,041
セグメント間の 内部経常収益	634		634	63	697	697	
計	19,105		19,105	634	19,739	697	19,041
セグメント利益	2,845		2,845	341	3,187	631	2,556
セグメント資産	2,079,885		2,079,885	11,864	2,091,750	6,581	2,085,169
その他の項目							
減価償却費	1,122		1,122	5	1,127		1,127
資金運用収益	14,628		14,628	69	14,698	632	14,066
資金調達費用	990		990	6	997	2	995
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	879		879	3	882		882

- (注) 1 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。
  - 2 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、信用保証業務、クレジットカード業務等であります。
  - 3 調整額の主なものは次のとおりであります。

セグメント利益の調整額 631百万円には、セグメント間取引消去 631百万円及び貸倒引当金調整額 0百万円が含まれております。

セグメント資産及びその他の項目の調整額は、セグメント間取引消去等であります。

4 セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

	- ·· <b>··</b> ·			, ,		(単位	江:百万円)
	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結 損益計算書
	銀行業	リース業	計	10 O) IB		明金領	摂益可昇音   計上額
経常収益							
外部顧客に対する 経常収益	18,928	3,900	22,828	627	23,456		23,456
セグメント間の 内部経常収益	263	187	450	13	464	464	
計	19,191	4,087	23,279	641	23,920	464	23,456
セグメント利益	2,639	96	2,736	402	3,139	270	2,869
セグメント資産	2,145,491	23,078	2,168,569	11,439	2,180,008	24,064	2,155,944
その他の項目							
減価償却費	1,073	25	1,098	5	1,104	12	1,116
資金運用収益	14,774	5	14,780	61	14,841	243	14,597
資金調達費用	878	44	923	5	928	46	882
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	2,463	64	2,527	0	2,528		2,528

- (注) 1 一般企業の売上高に代えて、それぞれ経常収益を記載しております。
  - 2 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、信用保証業務、クレジットカード業務等であります。
  - 3 調整額の主なものは次のとおりであります。 セグメント利益の調整額 270百万円には、セグメント間取引消去 273百万円及び貸倒引当金調整額3 百万円が含まれております。

セグメント資産及びその他の項目の調整額は、セグメント間取引消去等であります。

4 セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

# 【関連情報】

前中間連結会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

1 サービスごとの情報

(単位:百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	役務取引等 業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	10,880	4,585	3,300		275	19,041

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

#### 2 地域ごとの情報

### (1)経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

### (2)有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

### 3 主な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

#### 1 サービスごとの情報

(単位:百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	役務取引等 業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	10,691	4,943	3,594	3,900	326	23,456

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

#### 2 地域ごとの情報

#### (1)経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### (2)有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

### 3 主な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略 しております。

#### 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)及び 当中間連結会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日) 該当事項はありません。

# 【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日) 該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

(単位:百万円)

		報告セグメント			合計
	銀行業	リース業	計	その他	
当中間期償却額	22		22		22
当中間期末残高	206		206		206

### 【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)及び 当中間連結会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日) 該当事項はありません。

# (1株当たり情報)

# 1 1株当たり純資産額

	前連結会計年度	当中間連結会計期間
	(平成27年3月31日)	(平成27年9月30日)
1株当たり純資産額	444円57銭	439円21銭

# 

		前中間連結会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
(1) 1 株当たり中間純利益金額	円	15.31	15.68
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	2,186	2,365
普通株主に帰属しない金額	百万円		123
うち定時株主総会決議による 優先配当額	百万円		
うち中間優先配当額	百万円		123
普通株式に係る親会社株主に帰 属する中間純利益	百万円	2,186	2,241
普通株式の期中平均株式数	千株	142,763	142,977
(2)潜在株式調整後1株当たり中 間純利益金額	円	8.03	8.68
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利 益調整額	百万円		123
うち優先配当額	百万円		123
普通株式増加数	千株	129,400	129,604
うち優先株式	千株	95,057	95,147
うち新株予約権付社債	千株	32,710	32,705
うち新株予約権	千株	1,633	1,751
希薄化効果を有しないため、潜 在株式調整後1株当たり中間純 利益金額の算定に含めなかった 潜在株式の概要			

#### 3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度	当中間連結会計期間
		(平成27年3月31日)	(平成27年9月30日)
純資産の部の合計額	百万円	84,027	83,687
純資産の部の合計額から控除する 金額	百万円	20,567	20,868
うち優先株式の払込金額	百万円	20,000	20,000
うち優先配当額	百万円	254	123
うち新株予約権	百万円	305	295
うち非支配株主持分	百万円	8	449
普通株式に係る中間期末(期末)の 純資産額	百万円	63,459	62,818
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	142,745	143,026

### (会計方針の変更)

#### (「企業結合に関する会計基準」等の適用)

「会計方針の変更」に記載のとおり、企業結合会計基準等を適用し、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計 基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当中間連結会計期間において、1株当たり情報に与える影響額はありません。

### (重要な後発事象)

当行は、平成22年11月10日に発行した株式会社みちのく銀行第3回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付) を平成27年11月9日に全額期限前償還いたしました。

繰上償還した銘柄 株式会社みちのく銀行第3回期限前償還条項付無担保社債

(劣後特約付)

繰上償還額 5,000百万円

繰上償還金額 額面100円につき金100円

繰上償還日 平成27年11月9日

償還資金の調達方法
全額自己資金により償還いたしました。

償還による支払利息の年間減少見込額 145百万円

EDINET提出書類 株式会社みちのく銀行(E03601) 四半期報告書

# 2 【その他】

該当事項はありません。

# 3【中間財務諸表】

# (1)【中間貸借対照表】

	前事業年度 (平成27年 3 月31日)	当中間会計期間 (平成27年 9 月30日)
<b>交</b> 立小司	(十版27年3月31日)	(十)及27年 9 月30日)
資産の部 現金預け金	07 007	246 24
現立頂!! 立 コールローン	87,887	246,24
買入金銭債権	360 347	5,00
		33
商品有価証券	13	10.00
金銭の信託	19,740	19,98
有価証券	1,8,12 593,942	1,8,12 426,29
貸出金	2,3,4,5,6,7,9 1,329,622	2,3,4,5,6,7,9 1,366,75
外国為替	6 1,499	6 1,06
未収金	52,110	47,24
その他資産	8 5,378	8 4,67
有形固定資産	16,601	16,85
無形固定資産	3,248	3,00
前払年金費用	6,159	6,73
繰延税金資産	5,482	5,84
支払承諾見返	8,178	8,01
貸倒引当金	11,807	12,58
資産の部合計	2,118,766	2,145,49
負債の部		
預金	8 1,894,271	8 1,916,46
譲渡性預金	37,867	57,08
借用金	8 10,000	8 10,00
外国為替	6	
社債	10 15,000	10 5,00
新株予約権付社債	11 6,999	11 6,99
未払金	52,536	50,32
その他負債	6,942	5,56
未払法人税等	140	17
リース債務	1,088	17
資産除去債務	288	23
その他の負債	5,425	4,98
賞与引当金	961	98
退職給付引当金	5,296	5,28
睡眠預金払戻損失引当金	726	47
偶発損失引当金	201	21
再評価に係る繰延税金負債	513	51
支払承諾	8,178	8,01
負債の部合計	2,039,500	2,066,91

	前事業年度 (平成27年 3 月31日)	当中間会計期間 (平成27年 9 月30日)
資本金	34,168	34,168
資本剰余金	29,735	29,689
資本準備金	19,168	19,168
その他資本剰余金	10,567	10,521
利益剰余金	13,119	14,399
利益準備金	859	1,024
その他利益剰余金	12,259	13,374
繰越利益剰余金	12,259	13,374
自己株式	2,653	2,560
株主資本合計	74,370	75,696
その他有価証券評価差額金	4,409	2,404
土地再評価差額金	179	175
評価・換算差額等合計	4,589	2,580
新株予約権	305	295
純資産の部合計	79,265	78,572
負債及び純資産の部合計	2,118,766	2,145,491

# (2)【中間損益計算書】

		(単位:百万円)
	前中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
経常収益	19,105	19,191
資金運用収益	14,628	14,774
(うち貸出金利息)	10,814	10,668
(うち有価証券利息配当金)	3,699	4,040
役務取引等収益	2,809	3,151
その他業務収益	1,257	381
その他経常収益	1 408	1 883
経常費用	16,259	16,551
資金調達費用	990	878
(うち預金利息)	777	731
役務取引等費用	1,413	1,472
その他業務費用	2,314	2,334
営業経費	2 11,267	2 10,965
その他経常費用	з 272	з 901
経常利益	2,845	2,639
特別利益	0	162
固定資産処分益	0	-
リース解約益	-	162
特別損失	51	22
固定資産処分損	51	22
税引前中間純利益	2,794	2,780
法人税、住民税及び事業税	30	76
法人税等調整額	225	601
法人税等合計	195	678
中間純利益	2,599	2,101

# (3)【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

	·····································						
			資本剰余金		利益剰余金		
	資本金	資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金合計
			貝平利示並			繰越利益剰余金	
当期首残高	34,167	19,167	10,579	29,747	692	9,517	10,210
当中間期変動額							
剰余金の配当						832	832
利益準備金の積立					166	166	
中間純利益						2,599	2,599
自己株式の取得							
自己株式の処分			12	12			
土地再評価差額金の 取崩						21	21
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)							
当中間期変動額合計			12	12	166	1,621	1,787
当中間期末残高	34,167	19,167	10,567	29,735	859	11,139	11,998

	株主	資本	à	平価・換算差額等	<del></del>		
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	新株予約権	純資産合計
当期首残高	2,671	71,455	1,741	161	1,902	232	73,590
当中間期変動額							
剰余金の配当		832					832
利益準備金の積立							
中間純利益		2,599					2,599
自己株式の取得	1	1					1
自己株式の処分	23	11					11
土地再評価差額金の 取崩		21		21	21		
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)			221		221	32	254
当中間期変動額合計	21	1,797	221	21	200	32	2,030
当中間期末残高	2,649	73,252	1,963	140	2,103	264	75,621

	株主資本				ш. ш/3/3/		
			資本剰余金		利益剰余金		
	資本金	資本準備金	その他	資本剰余金合計	利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金合計
			資本剰余金   <sup>日本利小亚日</sup>			繰越利益剰余金	
当期首残高	34,168	19,168	10,567	29,735	859	12,259	13,119
当中間期変動額							
剰余金の配当						824	824
利益準備金の積立					164	164	
中間純利益						2,101	2,101
自己株式の取得							
自己株式の処分			46	46			
土地再評価差額金の 取崩						3	3
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)							
当中間期変動額合計			46	46	164	1,115	1,280
当中間期末残高	34,168	19,168	10,521	29,689	1,024	13,374	14,399

	株主	資本	à	平価・換算差額等	<del></del>		
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	新株予約権	純資産合計
当期首残高	2,653	74,370	4,409	179	4,589	305	79,265
当中間期変動額							
剰余金の配当		824					824
利益準備金の積立							
中間純利益		2,101					2,101
自己株式の取得	2	2					2
自己株式の処分	94	48					48
土地再評価差額金の 取崩		3		3	3		
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)			2,005		2,005	9	2,015
当中間期変動額合計	92	1,326	2,005	3	2,009	9	692
当中間期末残高	2,560	75,696	2,404	175	2,580	295	78,572

#### 【注記事項】

(重要な会計方針)

- 1 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。
- 2 有価証券の評価基準及び評価方法
- (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については 移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価 は主として移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均 法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- 3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 4 固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物:3年~50年 その他:2年~20年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年~8年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース 期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決 めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

- 5 引当金の計上基準
- (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 平成24年7月4日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。なお、要注意先債権のうち貸出条件を緩和した一定の債権等を有する債務者で、債務者単体またはグループでの与信額等が一定額以上の大口債務者のうち、元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上することとしております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。また、破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、平成22年事業年度までは債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しておりましたが、平成23年事業年度から直接減額を行っておりません。当中間会計期間末における平成22年事業年度末までの当該直接減額した額の残高は4,027百万円(前事業年度末は4,054百万円)であります。

### (2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間 に帰属する額を計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用:その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異:各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により 按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

#### (4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻 請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

#### (5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による負担金の支払に備えるため、予め定めている償却・引当 基準に基づき将来の支払額を見積り、必要と認められる額を計上しております。

6 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

#### 7 ヘッジ会計の方法

当行は、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号 平成27年4月14日)に基づき、原則として繰延ヘッジを適用しております。

なお、当中間会計期間において当該ヘッジ会計の適用となる取引はありません。

- 8 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項
  - (1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

#### (2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

### (3) 連結納税制度の適用

当行及び一部の連結子会社は、当行を連結納税親法人として、連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更)

#### (「企業結合に関する会計基準」等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下、「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下、「事業分離等会計基準」という。)等を、当中間会計期間から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当中間会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する中間会計期間の中間財務諸表に反映させる方法に変更いたします。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58 - 2項(4)及び事業分離等会計基準第57 - 4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当中間会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当中間会計期間において、中間財務諸表及び1株当たり情報に与える影響額はありません。

#### (中間貸借対照表関係)

#### 1 関係会社の株式総額

1X110. Z 1Z 12 17.2 VMC-11X		
	前事業年度 (平成27年 3 月31日)	当中間会計期間 (平成27年 9 月30日)
株式	4,007百万円	5,897百万円

### 2 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度	当中間会計期間
	(平成27年 3 月31日)	(平成27年9月30日)
破綻先債権額	1,449百万円	1,204百万円
<b></b>	21.364百万円	21.963百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イから ホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

# 3 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年 3 月31日)	当中間会計期間 (平成27年 9 月30日)
3 ヵ月以上延滞債権額	百万円	百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で 破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

#### 4 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年 3 月31日)	当中間会計期間 (平成27年 9 月30日)
貸出条件緩和債権額	1,091百万円	1,060 百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

### 5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年 3 月31日)	当中間会計期間 (平成27年 9 月30日)
合計額	23,905百万円	24,228百万円

なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 業種別監査委員会報告第24号 平成14年2月13日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れ た商業手形及び買入外国為替等は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額 面金額は次のとおりであります。

	当中間会計期間
(平成27年 3 月31日)	(平成27年 9 月30日)
2,437百万円	

7 ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 平成26年11月28日)に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、中間貸借対照表(貸借対照表)計上額は次のとおりであります。

前事業年度	当中間会計期間
(平成27年 3 月31日)	(平成27年 9 月30日)
1,500百万円	750百万円

8 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年 3 月31日)	当中間会計期間 (平成27年 9 月30日)
担保に供している資産		
有価証券	30,015百万円	30,002百万円
その他資産	31百万円	31百万円
計	30,046百万円	30,033百万円
担保資産に対応する債務		
預金	7,155百万円	7,971百万円
借用金	10,000百万円	10,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れておりま ►

	前事業年度	当中間会計期間
	(平成27年3月31日)	(平成27年9月30日)
有価証券	48,819百万円	20,204百万円
また、その他資産には、	保証金が含まれておりますが、その金額は次のと	おりであります。
	前事業年度	当中間会計期間
	(平成27年 3 月31日)	(平成27年 9 月30日)
保証金	391百万円	315百万円

9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年 3 月31日)	当中間会計期間 (平成27年 9 月30日)
融資未実行残高	229,802百万円	227,304百万円
うち原契約が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消 可能なもの)	221,838百万円	220,405百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも 当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変 化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減 額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の 担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契 約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。 10 社債は、劣後特約付社債であります。

前事業年度 (平成27年 3 月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
 15,000百万円	

11 新株予約権付社債は劣後特約付新株予約権付社債であります。

前事業年度 (平成27年 3 月31日)	当中間会計期間 (平成27年9月30日)
 6,999百万円	6,999百万円

12 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の

額

	当中間会計期間 (平成27年 9 月30日)
8,283百万円	

# (中間損益計算書関係)

1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
株式等売却益	288百万円	746百万円

2 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
有形固定資産	581百万円	574百万円
無形固定資産	540百万円	498百万円

3 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)
貸倒引当金繰入額	11百万円	805百万円
株式等償却	74百万円	百万円

# (有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表(貸借対照表)計上額

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成27年 3 月31日)	当中間会計期間 (平成27年 9 月30日)
子会社株式	4,007	5,897

### (企業結合等関係)

当中間会計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年9月30日)

中間連結財務諸表 注記事項(企業結合等関係)に記載のとおりであります。

### (重要な後発事象)

当行は、平成22年11月10日に発行した株式会社みちのく銀行第3回期限前償還条項付無担保社債(劣後特約付) を平成27年11月9日に全額期限前償還いたしました。

繰上償還した銘柄 株式会社みちのく銀行第3回期限前償還条項付無担保社債

(劣後特約付)

繰上償還額 5,000百万円

繰上償還金額 額面100円につき金100円

繰上償還日 平成27年11月9日

償還資金の調達方法
全額自己資金により償還いたしました。

償還による支払利息の年間減少見込額 145百万円

# 4 【その他】

中間配当

平成27年11月9日開催の取締役会において、第44期の中間配当につき次のとおり決議しました。

### (1)普通株式

中間配当金額286百万円1株当たりの中間配当金2.00円支払請求の効力発生日及び支払開始日平成27年12月10日

# (2) A種優先株式

中間配当金額123百万円1株当たりの中間配当金3.085円支払請求の効力発生日及び支払開始日平成27年12月10日

# 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成27年11月20日

株式会社 みちのく銀行 取締役会 御中

# 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 村 田 賢 治

指定有限責任社員

公認会計士 窪 寺 信業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みちのく銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成27年4月1日から平成27年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

#### 中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みちのく銀行及び連結子会社の平成27年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成27年4月1日から平成27年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ( )1 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成27年11月20日

株式会社 みちのく銀行 取締役会 御中

# 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 村 田 賢 治

指定有限責任社員

公認会計士 窪 寺 信業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みちのく銀行の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第44期事業年度の中間会計期間(平成27年4月1日から平成27年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みちのく銀行の平成27年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成27年4月1日から平成27年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ( )1 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。